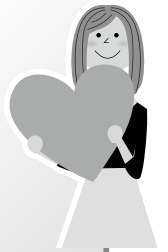


こころの健康と自殺



3月は自殺対策強化月間です。
自殺対策基本法では、例年、月別自殺者数の多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体、関係団体等とともに連携して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、相談事業および啓発活動を実施します。

周りに悩んでいる人はいませんか？

日本では、自殺者数が毎年2万人を超えています。これは1日でおよそ57人の方が自らのいのちを絶っている状況です。

自殺を考えている人は、助けを求めている場合も多く、さまざまなサインを発しています。

そのサインに①気づき・声かけ、②話を聞き、③必要な支援機関につなげ、見守る方のことを「ゲートキーパー」と言います。

①気づき・声かけ

様子がいつもと違うな、と感じたら、まずは声をかけてみましょう。

悩みを抱えている人は、誰にも悩みを打ち明けられずにいる場合が多く、偶然に声をかけられるだけでも、ふと我に返り、自殺を思いとどまることも少なくはありません。

②話を聞く

何もこちらからアドバイスをせずとも、話を聞いてもらうだけで、本人の気持ちは楽になります。相手のペースに合わせて話を聞いてみましょう。

③必要な支援機関につなげ、見守る

一度、話を聞いたからといって問題解決しないことが多くあります。話を聞いた後は、早めに相談機関に相談するように促しましょう。

その後も、温かく寄り添いながら、じっくりと見守りましょう。

【こころやからだ（アルコール・薬物を含む）の不調の相談窓口】

相談窓口	電話番号	受付日時
役場 福祉保健課	☎0748-52-6573	月～金 午前8:30～午後5:15 (祝日、年末年始を除く)
滋賀県 東近江保健所	☎0748-22-1300	
滋賀県立 精神保健福祉センター	☎077-567-5010	月～金 午前9:00～午後4:00 ※面接は要予約

電話や面接（要予約）による相談を行っています。事前にお電話をください。

感雑向綿

— 2020年3月 —
日野町長 藤澤 直広

春を呼ぶ恒例の「日野ひなまつり紀行」が町中で開催されています。今年もたくさんのお雛さまを飾っていただいています。他所から来られた方が「日野町はいい町ですね」と言ってくださるととてもうれしくなります。町並みに風情があること、住民の皆さんの力で取り組みが行われていることへの賞賛の言葉だと思えます。

町を大切に思う気持ちと「自分達の町ことは自分達で考え行動する」自治の気風は日野町の自慢です。町民の皆さんのこうした気持ちをつなぎ、昭和30年3月、現在の日野町が誕生し今年で65周年を迎えます。この間、国や県が強引に進めた「平成の合併」の「嵐」を住民の力で乗り越え、確かな歩みを進められることは素晴らしいこと。これからもこうした気風をいかしたまちづくりが大切だと思います。3月8日、わたむきホール虹で記念式典を開催します。式典には、「姉妹都市提携」を結ぶブラジルエンブ市からも出席いた

だく予定ですが、中国武漢市を発端にした新型コロナウイルスでも発症が確認されており心配しています。1月に中国から来町予定であった「三方よし！近江日野田舎体験」で受け入れられる団体もキャンセルされています。改めて、経済や観光をはじめ国際的な関係・交流が地球規模に広がっていることを実感します。「自国ファースト」による「貿易交渉」だとか「武力行使」に固執している場合ではありません。国際社会が協調して対策にあたる必要があります。

東京オリリンピック・パラリンピックが近づいてきました。開催を危惧する声もあります。聖火リレーは3月26日、福島県楢葉町・広野町のグラウンドからスタート。「復興五輪」ともいわれますが、あの日から10年目、被災者の暮らしは厳しく、汚染水の処理、原発建屋の解体、溶融核燃料の撤去は困難を極めています。「復興」だけをクローズアップするのではなく、原発事故の惨状も教訓としなければなりません。新型コロナウイルスを収束させ、スポーツと平和の祭典としてオリリンピックが開催されることを願いたいと思います。



農地の賃借料情報

平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された賃借料（10aあたり）の平均額、最高額および最低額等を目安として以下にお示しします。

なお、農地の耕作条件等により収入（収穫量）や経費（労力）は異なりますので、個々の賃借料については、貸し手・借り手双方による話し合いで決めていただきますようお願いいたします。

	平均額	最高額	最低額	データ数（うち物納数）
日野町（水田）	6,200円	13,600円	2,000円	62件（22件）

※データ数は、集計に用いた筆数です。

※使用貸借（無償貸借）契約（107件）は除いています。

※賃借料を物納支給（水稲）としている場合は、米60kgあたり12,250円（1等米キヌヒカリ）に換算しています。

※金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

（参考）使用貸借（無償貸借）契約を含んだ場合

	平均額	最高額	最低額	データ数（うち物納数）
日野町（水田）	2,300円	13,600円	0円	169件（22件）

●農地の許可申請受付期間等のお知らせ

農地や採草放牧地の権利移動や転用行為を行う場合は、農地法に基づき許可申請が必要です。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

なお、許可を受けないで農地を転用した場合や、転用許可どおりに事業をしていない場合、農地法違反となり、罰則の適用もあります。

◆申請書類の受付 毎月20日締め切り

（土・日・祝日の場合はその前日）

※受付締め切り日以降に申請された案件は翌月の受付扱いとなります（期間厳守）。
例えば、

3月20日申請↓4月総会審議案件

3月22日申請↓5月総会審議案件

※事前に農業委員・農地利用最適化推進委員が現地を確認のうえ、意見を記入するため一定の期間がかかります。

◆総会日程 毎月10日

（土・日・祝日の場合はその前日）

※総会日程は都合により変更になる場合があります。

●農地の貸借について

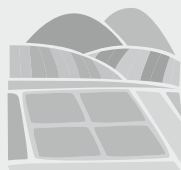
農地の貸し借りの中で、農地法、農業経営基盤強化促進法等による貸借関係以外の農地の貸し借りは、法律上での耕作権が保障されず不安定な契約になります。

農地の貸し借りの方法として、農業委員会が進めています「利用権設定」があります。この方法であれば貸借期限があり安心して貸し借りができます。

●農地の相続等の届出について

相続などにより、農地法の許可を必要としない農地の権利取得をしたときは、農業委員会への届出が必要となります。

相続などによる農地の権利移動を農業委員会がきちんと把握することで、農地の有効利用を進めることを目的としています。



◆問い合わせ先 農林課内 日野町農業委員会事務局 ☎0748-52-6563